

別紙 7 - 2 費用負担区分【修正版】

機能	消耗品		光熱水費		建物の使用料又は貸付料負担
	設備機器の定期交換部品、フィルター、電池、管球等	衛生消耗品	(専有部分負担)	(全体共用部分負担)	
区役所	選定事業者	市	市	市	なし
区民文化センター	選定事業者	選定事業者	選定事業者	選定事業者	なし
第2交通広場	選定事業者	市	市	市	なし
駐車場(一般者用・車路(スロープ含む))	選定事業者	選定事業者	選定事業者	市	なし
駐車場(公用車用)	選定事業者	市	市	市	なし
第2自転車駐車場	選定事業者	市	市	市	なし
食堂	選定事業者	選定事業者	選定事業者	市	あり (使用料)
多目的スペース	選定事業者	設ける場合は 選定事業者	選定事業者	市	無償貸付
店舗	選定事業者	選定事業者	選定事業者	選定事業者	あり (貸付料)
付帯事業	選定事業者	選定事業者	選定事業者	市	あり (使用料)

選定事業者 : 費用負担の原資はサービス購入料(維持管理の対価)

選定事業者 : 費用負担の原資は事業収入及び指定管理料

選定事業者 : 費用負担の原資は事業収入(独立採算)

光熱水費については、市が供給会社と一括契約又は個別契約し、市が検針結果に基づき選定事業者から徴収する。なお、各機能の光熱水費の全体共用部分負担については、各機能の専有面積により按分して算出するものとする。